

子育て世帯・移住世帯の住宅の省エネ改修への支援

令和5年3月15日掲載
令和5年3月17日追記

1 補助事業の概要



- 子育て世帯・移住世帯を対象として、国が実施する『こどもエコすまい支援事業』（国交省）等を活用して住宅の省エネ改修を行った場合に、費用の一部を埼玉県が補助します。
 - ・ 省エネ改修とは、窓やドアなどの開口部や壁・天井・床などの断熱改修をいいます。
 - ・ 『こどもエコすまい支援事業』のほか、『先進的窓リノベ事業』など他省庁による省エネ改修補助を活用した場合も、埼玉県の補助対象となります。

2 補助金額等

(1) 予算額

- 100,000千円 注意：予算額上限に達した時点で補助申請の受付は終了となります。

(2) 補助対象と上限金額（県補助と国補助との関係）

対象世帯		既存住宅等の購入の有無	国補助	県補助	総額
子育て世帯		既存住宅購入あり	上限60万円	上限60万円	最大120万円
		既存住宅購入なし	上限45万円	上限45万円	最大 90万円
移住世帯	若者夫婦世帯	安心R住宅購入あり	上限60万円	上限60万円	最大120万円
		それ以外の既存住宅の購入あり	上限45万円	上限45万円	最大 90万円
	その他の世帯	安心R住宅購入あり	上限45万円	上限45万円	最大 90万円
		それ以外の既存住宅の購入あり	上限30万円	上限30万円	最大 60万円

※国の補助額と同額を上乗せ補助

(3) 対象世帯の要件

世帯の属性	適用
子育て世帯	子育て世帯とは、申請時点において、子（令和4年4月1日時点で18歳未満（平成16（2004）年4月2日以降出生）（令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点で18歳未満（平成15（2003）年4月2日以降出生））の子）を有する世帯
若者夫婦世帯	若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下（昭和57（1982）年4月2日以降出生）（令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下（昭和56（1981）年4月2日以降出生））の世帯
移住世帯	県外から県内の既存住宅を購入し、移住してきた世帯

3 補助対象となるリフォーム工事等

(1) 補助対象となる国のリフォーム工事

○ 本事業が対象とするリフォーム工事は、国が実施する『こどもエコすまい支援事業』等が補助対象とする次の①～③のリフォーム工事となります。ただし、いずれのリフォーム工事についても工事請負契約等が結ばれない工事は対象外となります。

- ① こどもエコすまい支援事業
 - ア 開口部の断熱改修
 - イ 外壁・天井・床等の断熱改修
 - ウ ドアの断熱改修
- ② 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
 - ア 開口部の断熱改修
- ③ 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業
 - ア 開口部の断熱改修

(2) リフォーム工事の性能

○ 国が実施する補助対象に掲げるリフォーム工事と同一性能です。

(3) リフォーム工事等の契約

○ 次に掲げる条件に該当するものが対象となります。ただし、別途定める期間内に補助交付申請が可能なものに限ります。

- ① リフォーム工事の実施
令和5年2月28日以降に工事請負契約を締結し、工事に着手したものに限る。
- ② 既存住宅（安心R住宅を含む）の購入
 - ア 売買契約額が100万円（税込）以上であること。
 - イ 令和5年2月28日以降に売買契約を締結したものに限る。
 - ウ 若者夫婦世帯及びその他の世帯については、県外に居住されている世帯が県内に居住するために既存住宅を購入した場合に限る。
- ③ 既存住宅の購入とリフォーム工事の実施時期
自ら居住することを目的に住宅を購入する場合は、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。
- ④ 子育て世帯のリフォーム
自ら居住している住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

4 申請等

○ 申請書類や申請方法、その他詳細は、決まり次第ホームページにてお知らせいたします。
※事務局への申請に当たっては、国の補助事業の交付決定が条件になります。

5 関連サイト

- ・こどもエコすまい支援事業 <https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>
- ・先進的窓リノベ事業等 <https://window-renovation.env.go.jp/>

- 問合せ窓口：子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業事務局（埼玉県住宅供給公社内）
- 専用ダイヤル：048-711-8915（通話料がかかります）
- 受付時間等：9:00～17:00（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）